

がん特約 無配当



特長

がんに対する重点的な保障が得られます。

がんによる入院・手術を保障する特約です。
がん入院給付金の支払日数・がん手術給付金の支払回数に限度がないため、長期入院の際も安心です。

■がん給付*の責任開始期までには、主契約の責任開始期からその日を含めて90日の待ち期間があります。

■主契約にこの特約を中途付加した場合のがん給付の責任開始期については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

*がん給付とは、がん診断給付金・がん入院給付金・がん手術給付金および退院後療養給付金をさします。

がんと診断されたときは、給付金をお支払いします。

初めてがんと診断確定されたときは、がん診断給付金をお支払いします（お支払いは1回のみ）。

退院後の療養についても保障が得られます。

がんで入院後、療養のために退院されたときは、退院後療養給付金をお支払いします。

解約返戻金はありません。

保険期間をとおして解約返戻金はありません。

身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

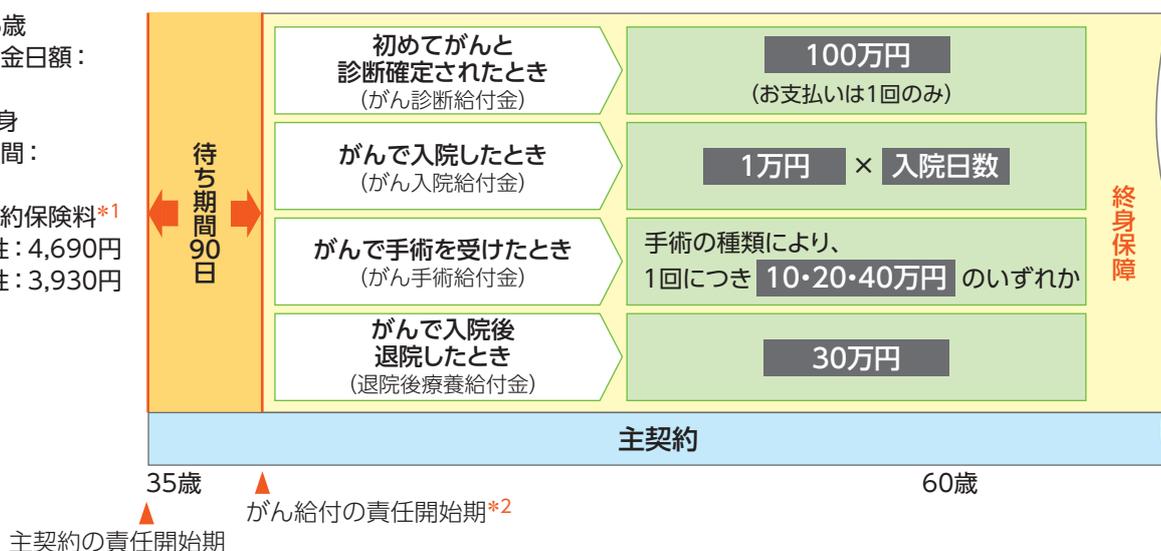
不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられ、主契約の保険料のお払い込みが免除されたときは、この特約の以後の保険料もお払い込みが不要になります。

■この保障には90日の待ち期間はありません。

仕組図とご契約例

図はイメージです。

- 被保険者：35歳
- がん入院給付金日額：10,000円
- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳まで
- 個別扱月払特約保険料*1
男性：4,690円
女性：3,930円



*1 特約単独でのご加入はできませんので、この他に主契約の保険料が必要となります。

*2 主契約にこの特約を中途付加した場合のがん給付の責任開始期については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



被保険者が、がん給付の責任開始期前にかんがんと診断確定されていた場合、ご契約者および被保険者がその事実を知っていたか否かにかかわらず、この特約は無効となります。



給付金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お支払いする給付金	お支払い事由	お支払い額	お受け取りになる人
がん診断給付金	がん給付の責任開始期以後、保険期間中に初めてがんと診断確定されたとき	がん入院給付金日額×100	主契約の被保険者 (保険契約者と主契約の死亡保険金受取人が法人の場合は保険契約者)
がん入院給付金	がん給付の責任開始期前にがんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的として保険期間中に入院したとき	がん入院給付金日額×入院日数	
がん手術給付金	がん給付の責任開始期前にがんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的として保険期間中に所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、がん入院給付金日額×10・20・40のいずれか	
退院後療養給付金*	がん入院給付金の支払事由に該当する入院をした後、療養するために保険期間中に退院したとき	がん入院給付金日額×30	

* 退院日の翌日からその日を含めて60日以内に、死亡または再入院(がんの治療を直接の目的とした再入院)をした場合、支払額は以下のようになります(この金額を超える退院後療養給付金を支払済の場合は、次にお支払いする給付金・保険金から差し引きます)。
 退院日の翌日からその日を含めて死亡日または再入院日の前日までの日数×入院給付金日額の50%



ご契約に際して

契約年齢の範囲

◆0歳～85歳

●お選びいただける保険期間・保険料払込期間は、主契約の保険期間・保険料払込期間の範囲内となります。

保障の対象となる手術と給付倍率表

手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術*	40
2. 悪性新生物温熱療法 (施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	10
3. その他の悪性新生物手術	20
4. 悪性新生物根治放射線照射 (悪性新生物の治療を目的とした50グレイ以上の照射で 施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	10

* 悪性新生物の原発病巣を外科的手法により切断・摘除し、体内から完全に切り除く手術をいいます。1つの原発病巣に対する支払は1回に限ります。また、再発病巣や転移病巣のみに対する手術は、悪性新生物根治手術には該当しません。

保険料払込方法

◆特約保険料の払込方法は主契約の払込方法と同一になります。

入院給付金日額の減額

◆保険料のお払い込みが困難な場合などでも所定の範囲内であれば、入院給付金日額を減額することにより、以後の保険料を少なくすることができます。

自動更新

◆保険期間が同一の平準定期保険・平準定期保険(喫煙リスク区分型)・無解約返戻金型平準定期保険に付加している場合、保険期間が満了したとき、所定の要件を満たせば、告知や医師の診査なしでご契約を自動的に更新できます。

- 被保険者が80歳*になるまで更新できます。
- * 保険料払込免除特約が付加されている場合は70歳(保険料払込免除特約(20)が付加されている場合は80歳)
- 更新後の保険料は、更新時の年齢・保険料率によって計算します。
- 更新可能なご契約については、事前に当社よりお知らせします。保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨をご通知いただいた場合は、自動更新いたしません。
- 保険料の払込期間が保険期間よりも短い場合は、自動更新いたしません。

付加できる主契約

積立利率変動型終身保険	逓減定期保険*1
修正払込方式終身保険	変額保険(終身型)
ファミリー保険	変額保険(有期型)
有期払込終身保険	変額保険(定期型)
平準定期保険*1	養老保険
無解約返戻金型平準定期保険	5年ごと利差配当付養老保険
非喫煙者割引特則付無解約返戻金型平準定期保険	特殊養老保険
家族収入保険*1*2	

- *1 喫煙リスク区分型を含みます。
- *2 生活保障特則14を付加する場合、特約を付加することはできません。
- 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
 ホームページ www.sonymife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。